

第2 政策の概要

1 政策の背景事情等

少子高齢化、人口減少、グローバル化を始めとする時代の大きな変化の中で、これまでの働き方のままでは、個人の活動だけでなく、社会全体や個々の企業・組織は持続可能なものではなくなるおそれがあり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は極めて重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、経済財政諮問会議は、「労働市場改革専門調査会第1次報告」（平成19年4月6日）において、労働市場の課題及び目指すべき10年後の労働市場の姿を明らかにした上で、①若年者、女性及び高齢者の就業率を向上させるために、それぞれに明確な数値目標を掲げて取り組むこと、②フルタイム労働者の年間実労働時間を短縮するため、完全週休二日制の100%実施、年次有給休暇の100%取得及び残業時間の半減に取り組むこと、③ワーク・ライフ・バランス憲章を策定することなどの提言を行っている。

また、男女共同参画会議は、「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向中間報告」（平成19年5月24日）において、ワーク・ライフ・バランスとは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であり、ワーク・ライフ・バランスの実現は、仕事の充実と仕事以外の生活の充実の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要であるとしている。

さらに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（平成19年2月6日設置）は、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議各分科会における「議論の整理」及びこれを踏まえた「重点戦略策定に向けての基本的考え方」について（中間報告）」（平成19年6月1日）において、少子化の流れを変えること並びに若者、女性及び高齢者の就業参加の促進を図ることの二つの戦略的な対応を並行して直ちに実施するためには、女性が安心して結婚、出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるシステムへと変革していくこと、すなわちワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の改革が最優先の課題であるとしている。

これらの提言等を踏まえ、政府は、「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」（平成19年6月19日閣議決定）において、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、平成19年内を目途に「ワーク・ライフ・バランス憲章」（仮称）及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」（仮称）を策定することとした。

これを受け、政府は、平成19年7月13日、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者及び関係閣僚を構成員とした官民トップ会議を設置した。官民トップ会議は、平成19年12月18日、ワーク・ライフ・バランスを推進するための憲章及び行動指針を策定し、企業、働く者、国民、国及び地方公共団体はこれに基づき、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むこととされた。

なお、その後、政労使のトップの交代を機に、また、リーマン・ショック後の経済情勢等の変化や労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）の改正等の施策の進展を受け、平成 22 年 6 月 29 日に開催された官民トップ会議において、憲章及び行動指針が改定された。

2 政策の体系等

(1) 政策の体系と評価の対象

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策については、官民トップ会議が策定した憲章及び行動指針に基づき、企業と働く者、国民、国及び地方公共団体が一体となって取組を推進することとされている。

憲章において、本政策の最終目的は、「仕事と生活の調和が実現した社会」の実現とされ、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

仕事と生活の調和が実現した社会を実現するため、憲章において、具体的に、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会の三つの社会を目指すべきであるとされている。また、これらの社会を実現するため、各主体（企業、働く者、国民、国及び地方公共団体）が果たすべき役割が示され、この中で、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むこととされ、地方公共団体は、自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ることとされている（図表 2 参照）。

行動指針において、各主体の具体的な取組事項が定められており、この中で、国の取組事項については、総論及び目指すべき三つの社会に対応した計 28 事項が定められている。また、目指すべき三つの社会には、これに対応する社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる 14 の指標について、平成 32 年等に達成すべき数値目標が設定されている。

以上を踏まえ、本政策評価では、14 指標の数値目標を政策目標として、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況等について評価した。

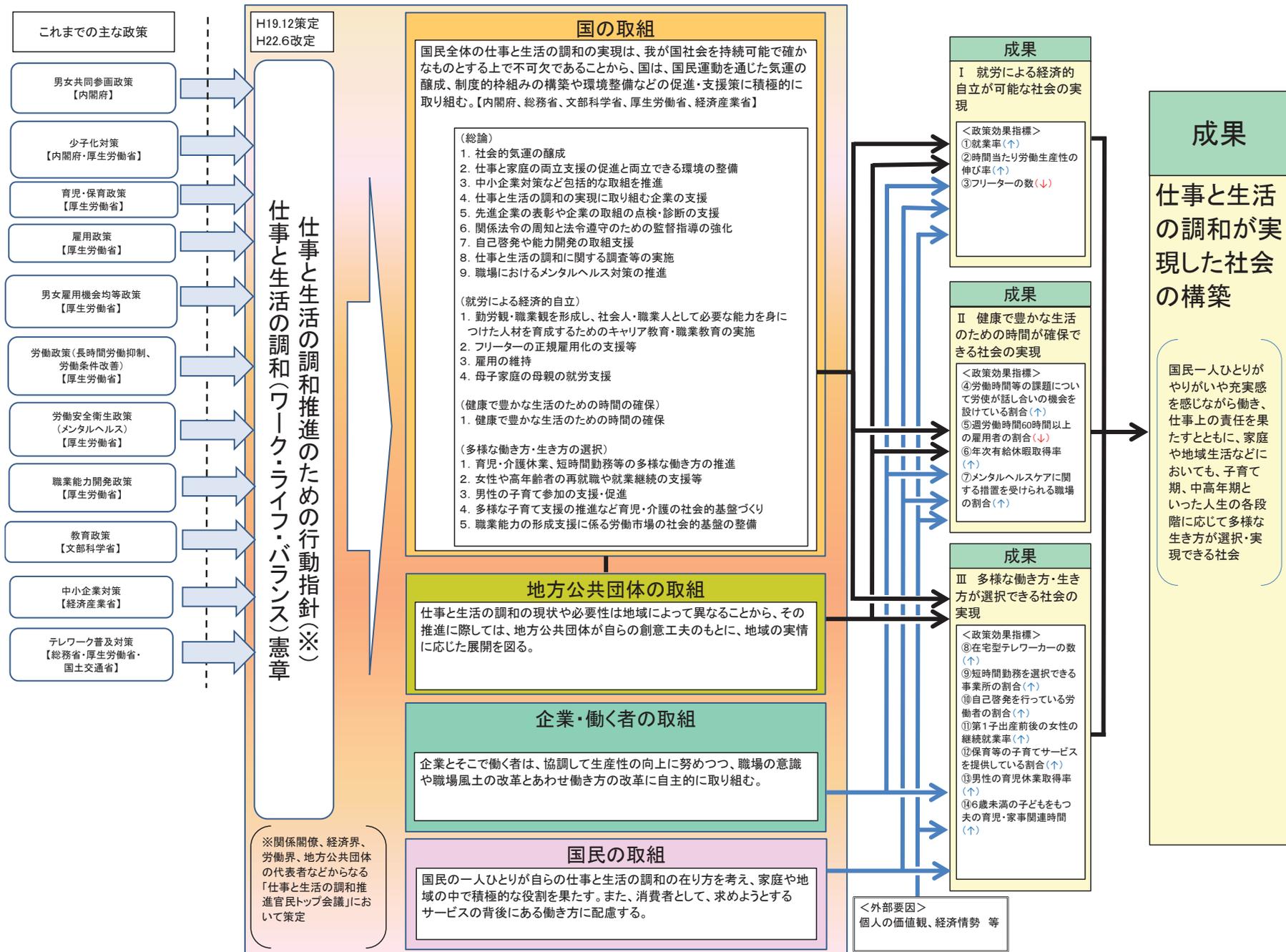
なお、行動指針において、我が国の社会全体でみた、①個人の暮らし全般にわたる仕事と生活の調和の実現状況、②それを促進するための環境の整備状況を数量的に把握し、目標としてではなく、その進展度合いを測定するものとして、「仕事と生活の調和」実現度指標（以下「実現度指標」という。）が設定されている。

(2) 政策目標

政策目標として評価した 14 指標の数値目標は、目指すべき三つの社会と対応しており、具体的には、①就労による経済的自立が可能な社会の実現に関するものとして、i) 就業率、ii) 時間当たり労働生産性の伸び率、iii) フリーターの数、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現に関するものとして、i) 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合、ii) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合、iii) 年次有給休暇取得率、iv) メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合、③多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に関するものとして、i) 在宅型テレワーカーの数、ii) 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）、iii) 自己啓発を行っている労働者の割合、iv) 第 1 子出産前後の女性の継続就業率、v) 保育等の子育てサービスを提供している割合、vi) 男性の育児休業取得率、vii) 6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間の数値目標が設定されている（図表 3 参照）。

なお、これら 14 指標の数値目標は、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、「2020 年までの目標」（平成 22 年 6 月 3 日雇用戦略対話）、「新たな情報通信技術戦略工程表」（平成 22 年 6 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）及び「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）に掲げられている数値目標と整合性が取られている。

図表2 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策」の脈絡図



図表3 14 指標の数値目標

指標	目標値 (平成32年)
I 就労による経済的自立が可能な社会	
①就業率（Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）	
20～64歳	80%
15歳以上	57%
20～34歳	77%
25～44歳女性	73%
60～64歳	63%
②時間当たり労働生産性の伸び率（実質、年平均） （Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）	実質GDP成長率に関する目標 （2%を上回る水準）より高い水準（※）
③フリーターの数	124万人 （ピーク時比で約半減）
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	
④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業で実施
⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合	(10.0%(平成20年)から)5割減
⑥年次有給休暇取得率	70%
⑦メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	100%
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	
⑧在宅型テレワーカーの数	700万人(平成27年)
⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	29%
⑩自己啓発を行っている労働者の割合	
正社員	70%
非正社員	50%
⑪第1子出産前後の女性の継続就業率	55%
⑫保育等の子育てサービスを提供している割合	
保育サービス（3歳未満児）	44%(平成29年度)
放課後児童クラブ（小学1～3年）	40%(平成29年度)
⑬男性の育児休業取得率	13%
⑭6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	2時間30分

(注) 1 行動指針に基づき当省が作成した。

2 数値目標の設定に当たっては、以下の数値目標との整合性が取られている。

- ・ ①～③、⑤～⑦、⑩～⑬：「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
- ・ ①、③、⑤～⑦、⑩、⑪、⑬：「2020年までの目標」（平成22年6月3日雇用戦略対話）
- ・ ⑧：「新たな情報通信技術戦略 工程表」（平成22年6月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）
- ・ ⑫：「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

3 「※」は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す。」「2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」ことを踏まえたものとされている。